

SLN No. 91 2001.7.31

創作性のないデータベースの民法（不法行為）による保護

（東京地裁平成 13 年 5 月 25 日 中間判決）

I. 事実の概要及び請求

1. 原告：翼システム（株）は、昭和 61 年に自動車整備業用コンピュータシステム「スーパーフロントマン」（原告システム）を開発した。このシステムは、自動車整備業者において、見積書、作業指示書、納品書等を作成し、顧客や車両等に関するデータをデータベース化して顧客管理、DM 発送に活用できるよう構成されたものであり、日本国内において実在する四輪自動車に関する一定の情報を収録したデータベース「諸元マスター」を構成要素としている。そして原告は平成 6 年に諸元マスター平成 6 年度版（本件データベース）を作成、販売を開始した。
2. 被告：（株）システムジャパンは、昭和 61 年より自動車整備業用コンピュータシステム「トムキャット」（被告システム）を製造販売している。このシステムは、自動車整備業者において、見積書、作業指示書等を作成し、顧客や車両等に関するデータをデータベース化して顧客管理に活用できるよう構成されたものであり、実在する四輪自動車に関する一定の情報を収録したデータベース（被告データベース）を構成要素としている。
3. 原告は平成 8 年に、被告が原告データベースの著作物を複製しているとして、著作権に基づき製造・販売の差止と 9 億 5000 万円の損害賠償を請求、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した（甲事件）。

被告はこれに対して、原告が被告は原告のデータを盗用している等の虚偽事実を告知したとして、告知の差止を請求した（乙事件）。

SOFTIC

© 2001 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

II.争点

- (1) 本件データベースの著作物性
- (2) 被告が本件データベースないしその車両データを複製したかどうか
- (3) 被告が本件データベースの車両データを複製したことが不法行為に当たるかどうか

III.裁判所の判断

1. 争点（1）について

①本件データベースの対象自動車の選択における創作性

自動車には、道路運送車両法により、型式の指定を受ける際に型式指定番号が付され、装備の有無等に応じてメーカーによって類別区分番号が付される。しかしながら、型式が公表される官報、各自動車メーカーが発行している「型式指定・類別区分番号一覧表」に掲載されている型式指定・類別区分番号に該当する自動車が必ず実在するとは限らない。

原告は、官報、自動車メーカーの車検証、自動車諸元表、カタログ、社団法人日本自動車整備振興会連合会発行のサービスデータなどの資料によって実在の自動車であるか否かの検証をし、実在の自動車であると判断したものに限り、本件データベースに収録した。また、本件データベースには、ダミーデータ及び架空の自動車データ（代表データ）が収録されている。

以上のような実在の自動車を選択した点については、国内の自動車整備業者向けに製造販売される自動車のデータベースにおいて、通常されるべき選択であって、本件データベースに特有のものとは認められないから、情報の選択に創作性があるとは認められない。

原告は、本件データベースは、原告によるデータソースの評価や実在の自動車か否かの判断が反映されている点で、自動車の選択に創作性を有すると主張する。しかしながら、実在の自動車か否かの検証に一定の評価や判断が伴うことは、実在の自動車か否かを確認するための情報の収集過程において一定の知的作業を要するというにとどまり、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

また、ダミーデータ及び代表データを収録している点は、原告が作出した架空のデータを収録したということにすぎないから、そのことが情報の選択の創作性を基礎付けることはない。

以上によると、本件データベースにおいて、対象となる自動車の選択に創作性があるとは認められない。

②自動車に関するデータ項目の選択の創作性

ア 本件データベースのデータ項目は、対象自動車に関する全ての情報を網羅したものではなく、主に、自動車検査証の作成を支援する目的で、必要な情報のみを収録していることが認められる。

本件データベースで収録している情報項目は、自動車検査証に記載する必要のある項目と自動車の車種であるが、自動車整備業者用のシステムに用いられる自動車検査証の作成を支援するデータベースにおいて、これらのデータ項目は通常選択されるべき項目であると認められ、実際に、他業者のデータベースにおいてもこれらのデータ項目が選択されていることからすると、本件データベースが、データ項目の選択につき創作性を有するとは認められない。

イ 原告は、原告が開発した自動車部品のデータベースとの連携の必要性から、本件データベースの一部の自動車のメーカーについて、「ダットサン」を「日産」と表示するなど、車検証上の車名と異なる名称を用いたり、車種について、「カーリーナ ED」を「カーリーナ」と表示するなど、自動車諸元表や年製別型式早見表といった書籍で用いられている名称とは異なる名称を用いていることが認められるが、これは、すでに選択された車両の情報について、その車名や車種の名称として独自の名称を用いているというにすぎないから、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

ウ 本件データベースにおいて、上記データ項目のうち一部の項目は、原告が独自に付けたコード番号で収録され、このコード番号は、各コード番号に対応する文字情報を収録したファイルと関連付けられていることが認められる。しかしながら、このコード番号は、すでに選択された情報に付された番号にすぎないから、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

エ 各数値データが、資料に記載された数値そのものではなく、原告によって検証された正確な数値を収録しているからといって、それが、データの選択についての創作性を基礎付けるものではない。

③ 体系的構成について

本件データベースは、型式指定・類別区分番号の古い自動車から順に、自動車のデータ項目を別紙「データ項目の分類及びその属性等」のとおり順序で並べたものであって、それ以上に何らの分類もされていないことから、本件データベースの体系的な構成に創作性があるとは認められない。

以上によると、本件データベースは、データベースの著作物として創作性を有するとは認められない。

2. 争点(2)について

被告が鐺木自動車や大谷自動車に販売した被告データベースについては、本件データベースの車両データのうち、約6万件が一致し、被告が富士モータースに販売した被告データベースは、本件データベースの車両データのうち、10万件以上が一致すること、被告が鐺木自動車、大谷自動車、富士モータースに納入したいずれの被告データベースにおいても、本件データベースに収録されたダミーデータが、それぞれの収録範囲において全て含まれており、また、これらのデータベースには、本件データベースにおける誤入力や、本件データベースが独自に使用している車名や車種の名称がそのまま用いられていること、被告が、本件訴訟係属後にこれらの被告データベースをいずれも無料で更新したこと、原告は、この3社以外の被告システムのデータベースにおいても、本件データベースのダミーデータ等を発見していること、以上の各事実が認められ、これらの事実からすると、被告が、本件データベースのデータを上記件数分複製して、これを被告データベースに組み込み、顧客に販売していたことは明らかであるというべきである。

3. 争点(3)について

民法709条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである。そして、人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があるというべきである。

本件データベースは、自動車整備業を営む者に対し、実在の自動車に関する情報を提供する目的で、官報、年製別型式早見表、車検証等の種々の資料をもとに、原告が実在の自動車と判断した自動車のデータを収録したものであるが、このような実在の自動車のデータの収集及び管理には多大な費用や労力を要し、原告は、本件データベースの開発に5億円以上、維持管理に年間4000万円もの費用を支出していることが認められる。

また、原告と被告は、共に自動車整備業用システムを開発し、これを全国的に販売していたことが認められるから、自動車整備業用システムの販売につき競業関係にあり、実際に、富士モータースにおいて、従前は原告システムを導入していたものの、その後、被告システムに変更したことが認められる。

また、被告は本件データベースの相当多数のデータをそのまま複製し、これを被告の車両データベースに組み込み、顧客に販売していたものである。

以上の事実によると、被告が本件データベースのデータを被告データベースに組み込んだ上、販売した行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。

したがって、被告は、原告に対し、上記不法行為により原告が被った損害を賠償する責任を免れない。

IV.若干のコメント

1. データベースにおける創作性

データベースの著作物における創作性は、「情報の選択」または「体系的構成」について必要とされる。これらの点について本判決は以下のように判示する。

1.1 情報の選択について

イ) 実在の自動車を選択した点については、国内の自動車整備業者向けに製造販売される自動車のデータベースにおいて、通常されるべき選択であって、本件データベースに特有のものとは認められないから、情報の選択に創作性があるとは認められない。

ロ) 実在の自動車か否かの検証に一定の評価や判断が伴うことは、実在の自動車か否かを確認するための情報の収集過程において一定の知的作業を要するというにとどまり、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない

ハ) 自動車整備業者用のシステムに用いられる自動車車検証の作成を支援するデータベースにおいて、これらのデータ項目は通常選択されるべき項目であると認められ、実際に、他業者のデータベースにおいてもこれらのデータ項目が選択されていることからすると、本件データベースが、データ項目の選択につき創作性を有するとは認められない。

ニ) すでに選択された車両の情報について、その車名や車種の名称として独自の名称を用いているというにすぎないから、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

ホ) コード番号は、すでに選択された情報に付された番号にすぎないから、情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

ヘ) 原告によって検証された正確な数値を収録しているからといって、それが、データの選択についての創作性を基礎付けるものではない。

つまり、

①データベースの目的からみて通常されるべき選択は創作性がない。

②選択の過程における知的作業は情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

③選択された情報の加工は情報の選択の創作性を基礎付けるものではない。

としているが、これは同裁判部が前に判示した NTT 対ダイケイ事件（東京地判 H12.3.17）における判断と共通する。このうち、①は異論が少ないであろうが②、③については必ずしも一般化できないのではないだろうか。選択された情報が知的作業により加工されて創作性を有する場合に、当該加工は選択の過程と見ることも可能であり、選択後の処理にすぎないと断ずることはできないし、選択の過程の知的作業が選択の創作性を基礎付けることはあり得ると思われるからである。

1.2 体系的な構成について

型式指定・類別区分番号の古い自動車から順に並べたものであって、それ以上に何らの分類もされていないことから、本件データベースの体系的な構成に創作性があるとは認められない。

つまり、

①情報に何らかの分類がなされていなければ体系的な構成に創作性はない。

ということであり、やはり前掲のNTT対ダイケイ事件の判示と共通し、編集著作物についてのNTT対アサバン事件地裁判決（東京地判 H10.7.24）における素材の配列に関する考え方と同旨である。

ところで、データベースにおける体系的な構成とは何かという点について、多くの学説は、コンピュータによる検索を前提としてデータにどのような属性を与えるか、どのようなフォーマットを定めるか等々の体系造りをなす行為を指していると理解している。しかし、本判決において裁判所が認定した体系的構成とはデータの分類体系すなわちデータを出力した場合に示されるデータ分類、配列そのものの体系を指しており、まさに編集著作物の素材の配列体系と同じものとの理解をしているのではないかと思われる。著作権法によるとデータベースは「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」であり、データベース著作物にはその「体系的な構成」に創作性が求められる以上、本件データベースの「体系的構成」に創作性がないというためには、単になんら分類されていないというだけではならず、そこにコンピュータによる検索という観点から採用されている体系、構造が創作的でないとの説示が必要ではないかと思われる。

2. 創作性のないデータベースの複製は不法行為となりうるか。

創作性のないデータベースは著作権法では保護されない。そこで EU ではデータベースについて抽出権と再利用権という特別な権利 (*Sui generis right*) を創設し、わが国や米国においても特別な権利を立法するか、不正競争防止法によって保護するか検討がなされている状況にある。これについて本判決は民法の不法行為により保護を図ることができるとしたものである。不法行為であるため差止権は認められないが、現時点における創作性のないデータベースの保護という観点からは意味のある判決である。ただし、本判決の判示するところは、木目化粧紙事件についての東京高裁の判決（東京高判 H3.12.17）の引き写しにすぎないと評することも可能で、本来、著作権法という特別法によって権利が認められている対象物について保護の要件が欠けるものを、一般法である民法・不法行為によって保護することが妥当なのか、法理論としての整合性は保てるのかという疑問が提起されるであろう。

(以上 : OG)